府子本第402号令和3年3月26日

公益社団法人全国保育サービス協会 会長 草川 功 殿

> 内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に 関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和3年度における取扱い等について

今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、特例措置を延長することとし、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」(令和元年5月8日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)の別添1「ベビーシッター派遣事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)について、下記のとおり取り扱うこととし、令和3年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、内容について御了知の上、承認事業主及び割引券等取扱事業者等への適切な周知をお願いする。

記

#### 1. 特例措置の趣旨

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業(通常分)について、新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園等の臨時休業等が行われた際、保護者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用状況等も踏まえ、ベビーシッターを利用することが必要となり、これにより新たな費用の支出を余儀

なくされた場合に、その支出を補うための措置(以下「特例措置」という。) を実施するものである。

### 2. 特例措置に係る取扱いについて

① 割引券について

令和3年度における割引券については、実施要綱第5中1(1)にかかわらず、通常分も含め本通知の別紙様式を用いること。

## ② 割引券の使用対象者について

特例措置に係る使用対象者については、実施要綱第5中1(2)の規定に加えて、個人で就業している者も対象とすること。

### ③ 割引券の申込限度枚数について

承認事業主が特例措置に係る割引券を利用する場合には、実施要綱第5 中1(5)⑥に規定する申込限度枚数を適用しないこととすること。

なお、一度に申し込める枚数は、実施要綱第5の1(5)⑥に規定する枚数を上限とし、必要に応じて追加で申し込みを行うこととすること。

# ④ 割引券の使用条件について

実施要綱第5中1(6)に規定する枚数の取扱いは、1日(回)対象児童 1人につき5枚、1家庭当たり1か月に120 枚まで使用できることとすること。また、特例措置を受ける場合においては、1年間に使用できる枚数に上限を設けないこととすること。

なお、小学校等が臨時休業等となっていないにもかかわらず、対象者の判断で小学校等の休業等を行った場合には1.の趣旨を踏まえ、特例措置の対象とならないこととすること。

また、令和2年度に発行された割引券の使用期限は令和3年3月31日であることから、令和3年4月以降に発行された割引券との混同がないよう、対象者に対して注意喚起を行うこと。

### ⑤ 個人で就業している者の申込み方法について

個人で就業している者が、特例措置により割引券を利用しようとする場合には、割引券の発送業務等を実施団体から委託を受けている団体に対して発券の申し込みをするものとすること。

なお、当該団体については、実施団体のホームページ等で公表することと すること。

## ⑥ 割引券の使用手続きについて

対象者は、特例措置で使用する場合には、実施要綱第5中1 (11) ④イに加えて、割引券の裏面 (本券及び報告用半券) の事由欄に特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由 (※) を記入し、当該事由を確認することができる資料を添付することとする。

なお、<u>事由欄に記載が無い場合又は記載された事由を確認することができる資料の添付がない場合には特例措置の適用は受けられない</u>ので、実施団体、承認事業主及び割引券取扱事業者においては、記載漏れ又は添付漏れに十分注意するよう、対象者に対して注意喚起を行うこと。

※事由欄には休校等になった日時及び学校等の名称を以下の記載例のとおり記載すること。

記載例) ○月○日 ○○小学校が休校のため

○月○日 ○○保育園より登園自粛要請が出されたため など

#### 3. 承認事業主の留意事項

承認事業主は、特例措置の対象者に対し、特例措置の趣旨・内容を周知するとともに、その対象者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用状況等も踏まえ、特例措置の趣旨に沿った必要な枚数の割引券を交付すること。

#### 4. 割引券等取扱事業者の留意事項

割引券等取扱事業者は、実施要綱第5中1 (13) 割引券等取扱事業者の事業 運営上の留意事項を遵守するとともに、特例措置の対象者に対し、特例措置の 趣旨・内容を周知するとともに、特例措置の対象者のみを対象とした利用料の 引上げ等、理由のない利用料金の引上げを行わないこと。

#### 5. その他

特例措置の実施に当たっては、2.の規定によるほか、実施要綱の定めるところによる。

# ベビーシッター派遣事業割引券

<企業→利用者→企業>	がば よ おり おり 東市 米虫は	「米 ★ 米 W 0 000円 <企業→利用者→ペピーシッター事業者→実施団体>
発行番号	ベビーシッター派遣事業割引	
ベビーシッター派遣事業割引券	◆交付時企業記入欄	<u> </u>
使用報告用半券	交付日 (一日) 左 日 日 (	) W-7-1-11
◆交付時企業記入欄	(元号) 年 月 日(	<u>発行番号</u>
交付日 (元号) 年 月 日( )       利用者氏名(被保険者証名)	承認番号	●和田味がようたね 会工棚
利用有以名(懷休陳有証名)	が 事来 土 名 「日」	◆利用時ベビーシッター記入欄 ベビーシッター名
♣利用時ベビーシッター記入欄	Hì	1
利用日 (元号) 年 月 日( )	フリガナ	
利用時間(24時間法で記入) : ~ :	利用者氏名	—— at·id·府·県 at·id·府·県 at·id·府·県
ベビーシッター名	(被保険者証名)	◆利用後ベビーシッター事業者記入欄
ベビーシッター事業者名	▼利用時利用者記入欄	認定番号
	対象児童氏名	ベビーシッター事業者名
♠利用後企業記入欄 ♥利用時利用者記入欄	対象児童生年月日	
確認印(担当者印)	利用日 (元号) 年 月 日(	<del>)</del>
就労確認及び	利用時間(24時間法で記入)	利用料金
利用日時の催	: ~ :	円
童 生年月日	<ご確認くださ	
承認番号	発行番号 • 交付日、利用	者氏名は記入されていますか ・企業印は押印されていますか
有効期間 令和4年3月31日		児童1人につき、2枚(特例措置は5枚)の利用ですか ・自宅での利用ですか ご記載されている利用者本人が就労時の利用ですか
注意事項	<u> </u>	注意事項
本券は、利用者氏名欄に記載されている利用者本人が使用できます。		<b>工心于</b> 众
本券は、配偶者がいない又は配偶者の就労、病気入院、通学、求職活動等により、ベビーシッターを利用しなければ労働者が就労すること(職場への復帰を含む)が困難な場合に限り使用できます。(特例措置の場合も含む。) 本券は、対象児童1人につき1日(回)2枚使用できます。ただし、1家庭につき1ヶ月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できます。特例措置に係る利用については、対象児童1人につき1日(回)5枚、1家庭につき1か月に120枚まで使用できます。 本券は、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。		【ベビーシッター利用前】
		企業又は個人で就業する者を代表する団体(以下「企業等」という。)は、 利用者がベビーシッターを利用する前に、利用者に交付してください。
		が用者がくと ーンックーを利用する前に、利用者に交付してください。 企業等は、割引券の交付時に、利用者氏名を記入してください。
		【ベビーシッター利用後】
本券は、家庭内における保育や世話並びに保育所等への送迎のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。ただし、送迎の場合、 家庭と保育所等との送迎であって施設間の送迎や同一家庭以外の子を含む送迎は含みません。なお、送迎の場合でもベビーシッターの保育記		利用者は、ベビーシッターを利用したときに、この報告用半券にベビー
録は必要です。		シッターから利用日、利用時間、ベビーシッター名、ベビーシッター事業者 名を記入してもらい速やかに企業等に提出してください。
本券は、 ベビールーム(ベビーシッター事業者が運営するものを含む。)等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。		企業等は、利用者が割引券の使用後に報告用半券を回収し、就労のた
本券は、掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。		めの利用であることを確認したうえで、確認印を押印してください。(確認印は、担当者届印と同一とします。)
本券を、他の人に譲って使用させることはできません。 本券は、ベビーシッターを利用したときにベビーシッターに手渡すものであり、ベビーシッターを利用した日でなく後日提出した場合は、割引の		確認後の報告用半券は、企業等が保管してください。
対象とならない場合があります。		【個人で就業する者の場合】
本券は、企業、労働者、ベビーシッター、ベビーシッター事業者の記入項目に記入漏れや押印漏れがある場合は、割引の対象とならない場合 があります。		本券の承認事業主名欄及び半券の企業確認印欄は記入の必要はなく、 斜線を引くこと。
特例措置での使用の場合は、本券及び半券の裏面の事由欄に特例措置 る資料を添付すること。なお、事由欄の記載がないもの又は記載された事由		<b>小竹吹と フトー</b> こ。
<b>置分としての割引は受けられません。</b> (記載例:○月○日○○小学校の臨時	・企業のため。等)	
本券の再発行は行いません。		事由:
事由:		
7 H-		
		( ウラ面 )